# 特定非営利活動法人
# みずきの会

# 定款

ＮＰＯ法人みずきの会

# 特定非営利活動法人　みずきの会　定款

## 第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　みずきの会と称する。以下本会という。

（事務所）

第２条　本会は事務所を東京都町田市に置く。

（目的）

第３条　本会は年齢や障害を問わず、福祉の支援を必要とする人が、地域の人間関係を保ちながら自立し、心安らかに健やかな生活を過ごせるよう、市民や行政と連携しながらそのために必要な活動を行う。

（特定非営利活動の種類）

第４条　本会は第３条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法第２条別表に該当する次の活動を行う。

（１）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）　まちづくりの推進を図る活動

（３）　子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条　本会は第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(a) 介護保険法に基づく居宅サービス事業

(b) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

(c) 介護保険法に基づく第一号訪問事業、介護保険法に基づく第一号通所事業

(d) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

(e) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

(f) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業

(g) 介護相談・苦情サービス事業

(h) 介護スタッフの養成・研修等事業

(i) 地域生活支援事業

(j) その他本会の目的を達成するために必要な事業

（2）まちづくりの推進を図る活動

地域交流事業

## 第2章　会員

（種別）

第6条　本会の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）の社員とする。

（1）正会員　　本会の目的に賛同して入会した個人

（2）賛助会員　本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

（3）利用会員　本会の目的に賛同し、本会の事業を利用するため入会した個人

（入会）

第7条　本会の正会員になろうとする者は別に定める入会申し込み書を理事長に提出するものとする。

2　理事長は前項の入会申し込み者が第3条の目的に賛同し、第5条に定める活動及び事業に協力出来ると認める時は正当な理由がない限り入会を承諾し、入会申し込み者に対しこれを通知するものとする。

3　本会の正会員・賛助会員・利用会員になろうとする者は、年会費を納入することによって会員になることができる。

（会費）

第8条　会員は、毎年一回年会費を納入しなければならない。

2　年会費の額は総会で定めるものとする。

（退会）

第9条　会員で本会を退会しようとする者は、別に定める退会届けを理事長に提出し任意に退会することができる。

2　会員が次の各号の一に該当する時は、理事会の議決を経て、退会した者とみなすことができる。

（1）本人が死亡した時。

（2）会費を一年以上滞納した時。

（除名）

第10条　会員が次の事項のいずれかに該当する時は、理事会において出席理事の3分の2以上の議決に基づき、これを除名する事ができる。

（1）本会の定款又は規則に違反したとき。
（2）本会の事業及び運営を妨害したとき。
（3）自己又は第三者の利益のために本会を利用する等、不正行為を行った時。

2　前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に予め通知するとともに、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会費の不返還）

第 11 条　本会は会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費は返還しない。

## 第 3 章　役員

（種類及び定数）

第 12 条　本会に次の役員を置く。

（1）　理事　3 人以上 15 人以内
（2）　監事　1 人以上 2 人以内

2　理事のうち 1 人を理事長とする。

（選任等）

第 13 条　理事及び監事は、総会において正会員から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては 2 人、監事にあっては 1 人を限度として正会員以外の者を理事または監事に選任することは妨げない。

2　理事長は理事会において理事の互選により定める。

3　事務局長は理事会において理事の互選により定める。

4　監事は、理事または本会の職員を兼ねることができない。

（職務）

第 14 条　理事は理事会を構成し、定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき業務を執行する。

2　理事長は本会を代表し、その業務を統括する。

3　監事は、次に上げる職務を行う。

（1）理事の業務の状況を監査すること。
（2）本会の財産の状況を監査すること。
（3）前二号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
（4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）理事の執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期）

第15条　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠または増員により選任された役員の任期は前号の規定にかかわらず、前任者または現任者の残存期間とする。

3　役員は、辞任または任期満了の後においても第12条1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（解任）

第16条　役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、当該役員を解任することができる。

（1）心身の故障の為に執行にたえないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（報酬等）

第17条　役員の報酬に関しては、総会で定めるものとする。

2　役員には、費用を弁償することができる。

## 第4章　総会

（種別）

第18条　本会の総会は、通常総会および臨時総会とする。

（構成）

第19条　総会は、正会員をもって構成する。

（機能）

第20条　総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

（1）事業計画及び予算、事業報告及び決算

（2）役員の選任及び解任、職務、報酬

（3）年会費の額

（4）定款の変更

（5）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（6）合併

（7）解散
（8）解散した場合の残余財産の処分
（9）その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（開催）

第21条　通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（1）理事会が必要と認め、招集の請求をした場合
（2）正会員の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
（3）第14条第3項第4号の規定により、監事から招集があった場合

（招集）

第22条　総会は前項第21条第2項第3号の場合を除いて理事長が招集する。

2　総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面または電磁的方法により、開催日の5日前までに招集通知を発信して行わなければならない。

3　前条第2項の規定による請求があった時は、理事長は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、理事長がこの請求の時から1ヶ月以内に会議を招集しない時は、請求した者（ただし、前条第2項第1号および第2号の場合においては、請求した者の代表者）は、会議を招集する事ができる。

（議長）

第23条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第24条　総会は、正会員の過半数の出席がなければ議決することはできない。

（議決）

第25条　総会の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席した役員を除く正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2　総会において、第22条第2項または第3項の規定により予め通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので出席した役員を除く正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3　理事または正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、

当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権）

第26条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第27条　総会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）正会員の現在数

（3）総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（4）審議事項

（5）議事の経過の概要と議決の結果

（6）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人が2人署名しなければならない。

3　前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（2）前号の時候の提案をした者の氏名または名称

（3）総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

（4）議事録の作成に係る職務をおこなった者の氏名

## 第5章　理事会

（構成）

第28条　理事会は理事をもって構成する。

2　監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（機能）

第29条　理事会は、この定款で定めるもののほか次の事項を議決する。

（1）総会に付議すべき事項

（2）総会の議決した事項の執行に関する事項

（3）事務局の組織及び運営に関する事項

（4）その他総会の議決を要しないこの法人の事業の執行に関する事項

（開催）

第30条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めた場合

（2）理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合。

（3）監事から招集があった場合

（招集）

第31条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第32条　理事会の議長は、理事長が指名する理事がこれにあたる。

（定足数）

第33条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

（議決）

第34条　理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が決する。

2　理事会において、第31条第3項の規定により予め通知された事項についてのみ議決できる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

（表決権）

第35条　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知され

た事項について、書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第36条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）理事の現在数

（3）出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（4）審議事項

（5）議事の経過の概要と議決の結果

（6）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長および出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章　資産及び会計

（資産の構成）

第37条　本会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）設立当初の財産目録に記載された資産

（2）会費

（3）寄付金品

（4）財産から生じる収益

（5）事業に伴う収益

（6）その他の収益

（資産の区分）

第38条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第39条　本会の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

（経費の支弁）

第 40 条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（会計の原則）

第 41 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第 42 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第 43 条　本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

（事業計画および予算）

第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2　前項の規定による理事会の議決を経た事業計画及び予算は、その事業年度開始後最初の総会の議決を経なければならない。

3　総会で事業計画及び予算の変更が議決された場合は、その変更の方針に従って総会終了後速やかに、理事長が事業計画及び予算を変更し、理事会の議決を経るものとする。但し、総会の再度の承認は必要としない。

4　理事長は前項の変更された事業計画及び予算は、その事業年度終了後の総会に報告することとする。

5　本会は第 2 項の総会の議決を経るまでの間は、20 条第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の理事会が議決した事業計画及び予算をもって事業を行うものとする。

（事業報告及び決算）

第 45 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、その事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2　前項の議決を経た事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、前事業年度の役員名簿、社員のうち 10 名以上の名簿を添えて、その事業年度終了後 3 ヶ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

（差益の処分）

第 46 条　決算上差益が生じた場合において、繰り越した差損がある時はその補充に充て、なお差益がある時は総会の議決を経て、次事業年度に繰り越すもの

とする。

（臨機の措置）

第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章　定款の変更、解散及び合併等

（定款の変更）

第48条　この法人が定款を変更しようとする時には、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）した時は、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（1）総会の決議

（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（3）正会員の欠亡

（4）合併

（5）破産手続開始の決定

（6）所轄庁による認証の取り消し

2　前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3　第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4　この会が解散した時（合併の場合を除く）は、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属先）

第50条　この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第51条　この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の4分の3以

上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第8章　雑則

（事務局）

第53条　本会は、事務を処理するために事務局を置く。

2　事務局には事務局長及び職員を置く。

3　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

（実施細則）

第54条　この定款の実施に関して必要な細則は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

1　この定款はこの法人の成立した日（以下、「設立日」）から施行する。

2　本会の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず設立日から2000年3月31日までとする。

3　本会の設立当初の事業計画および収支予算は第39条第2項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

4　特定非営利活動法人設立により、みずきの会・デイサービスの会員および財産は本会が継承する。

5　本会の設立当初の役員は、次に揚げる者とする。
その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立日から2000年3月31日までとする。

会長　井上　宮子
理事　相沢　きん子
　　上田　富代
　　高井　千代子
　　中野　尚子
　　三宅　美那子
監事　福原　浩

6　本会の設立当初の会員の年会費は、第8条2項にかかわらず以下の金額とする。

正会員　　10000円
賛助会員　5000円（1口以上）

附則　この定款は所轄庁の認証があった日（平成20年10月27日）から施行する。

附則　この定款は所轄庁の認証があった日（令和3年5月10日）から施行する。

附則　この定款は所轄庁の認証があった日（令和７年８月21日）から施行する。

附則　この定款は所轄庁の認証があった日（令和８年７月15日）から施行する。